

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年12月13日（平成30年（行個）諮問第221号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行個）答申第217号）

事件名：本人が特定行政相談委員に行政相談した際に渡した文書の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が特定年月日Aに特定行政相談委員に行政相談した際に渡した文書（以下「本件文書」という。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成30年9月10日付け北海相第88号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報の利用停止（提供の停止。以下同じ。）を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

特定職員Aは、札幌法務局民事行政部総務課特定職員Bに照会せず、氏名不詳性別不明の同総務課以外の職員に情報提供したから。また、同総務課では特定職員Aが回答を得たという特定年月日Aの見解は「懲戒処分申出について、その結果及びその理由、委嘱状況など一切教えない。」特定日Aに「その結果のみ教える」と見解を変えた。特定職員Aは特定日B時点で「照会があれば、その結果を教える。」と同総務課が回答するはずのないことを相談対応票に記載している。

（2）意見書（添付資料省略）

別紙のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成30年8月14日付けで、処分庁に対して、法36条1項の規定に基づき、下記2の保有個人情報について利用停止請求があった。これを受

けて、処分庁は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、平成30年9月10日付け北海相第88号において、当該保有個人情報の利用停止をしない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月18日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人が特定年月日Aに行政相談委員に行政相談（以下「本件行政相談」という。）した際に渡した文書（当審査会注：当該文書に記録された本件対象保有個人情報を指す。）である。

3 審査請求の趣旨

保有個人情報利用停止請求書のとおり利用の停止（提供の停止）をしてほしい。

4 諮問庁の意見等

（1）諮問庁の意見等

本件対象保有個人情報は、審査請求人が行政相談委員に行政相談をした際に手渡した文書である。

審査請求人は、北海道管区行政評価局の職員が、審査請求人の同意を得ずに札幌法務局民事行政部総務課の特定の職員以外の者に本件対象保有個人情報を提供したことから、提供を停止すべきであると主張しているが、北海道管区行政評価局の当該職員（既に退職）は、同局の問合せに対し、本件対象保有個人情報を札幌法務局に提供したという記憶はないと述べており、かつ、相談内容（司法書士の処分又は不処分に係る通知がなされないことについて、その根拠が知りたい。）に照らし、また、通常の業務処理の方法に照らしても、本件対象保有個人情報を他機関に提供する必要はないことから、審査請求人が主張する事実はないと考える。

また、審査請求人は、札幌法務局が回答するはずのない内容が相談対応票に記載されていることを審査請求の理由として主張し、独自の見解で否定しようとしているが、当該記述部分は、対応した職員が聴取した内容を誠実に記載したものであり、本件審査請求の理由としては不適當である。

したがって、処分庁は、行政相談委員が受け付けた相談内容についてその処理状況等を記録するという利用目的以外の目的で利用又は提供している事実はないため、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

(2) 結論

以上のことから、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月16日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年3月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 諮問庁から北海道管区行政評価局における本件行政相談の処理の記録等を記載した相談対応票の提示を受け、当審査会において、諮問書に添付された本件文書（写し）と併せて、これらの記載内容等を確認したところによると、審査請求人が本件行政相談をした際に特定行政相談委員に本件文書を渡し、特定行政相談委員を通じて、同局が本件文書に記録された本件対象保有個人情報を取得したものと認められる。

(2) 審査請求人は、上記第2の2(1)及び(2)のとおり、本件行政相談の処理の過程において、北海道管区行政評価局特定職員Aが札幌法務局民事行政部総務課以外の氏名不詳の職員に本件対象保有個人情報を提供した旨主張する。

そこで、管区行政評価局等における行政相談に係る通常の業務処理の方法に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、行政相談に係る通常の業務処理としては、関係機関に照会等を行う際には、相談者の氏名や住所等を伝えることはなく、相談者の質問等の趣旨のみを伝えている旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。したがって、このような行政相談に係る通常の業務処理の方法に、上記(1)の本件対象保有個人情報の取得の経緯も勘案して検討すると、本件対象保有個人情報の提供等の状況に関する上記第3の4(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。そし

て、審査請求人において、この諮問庁の説明を左右するに足る具体的な根拠を示しているとはいえないことも併せ考えると、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報に法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために提供しているとは認められず、もとより同条2項の規定に違反するものとも認められない。

(3) 以上のとおり、本件対象保有個人情報の利用停止請求については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（意見書）

特定年月日 A 特定時間 A 私（審査請求人を指す。）が特定行政相談委員に渡した特定月日 A メールは札幌法務局民事行政部総務課特定職員 B が担当と伝えた。特定行政相談委員は特定職員 A に F A X 送信し、電話で同課特定職員 B 担当と伝えた。別紙 1。

平成 30 年（行個）諮問第 183 号法務省理由説明書では、①平成 27 年行政相談所つづりに特定年月日 A、電話で、照会を受け、回答をした記録はない。他の行政相談案件（特定職員 C 案件、特定職員 D 案件、特定職員 E 案件）は記録がある。②特定職員 F、特定職員 B、特定職員 G は 3 人とも「特定職員 A」という名前は記憶にない。③担当していたのは、係長であるため、課長及び職員は北海道管区行政評価局と話をしていない。別紙 2。

また、特定職員 A と特定職員 H の主張によれば、特定年月日 A 特定時間 B ～ 特定時間 C の間に、特定職員 A →札幌法務局民事行政部総務課へ電話照会、同課→特定職員 A へ電話回答「法令に規定がないため申出人への通知を行っていない。」（別紙 3）特定職員 A →同課へ電話照会、同課→特定職員 A へ電話回答「通報者からの照会があれば、一般業務サービスとして調べて伝えることができる。（相談対応票）特定職員 A は同課に 2 回電話照会し名前を名乗り、同課から 2 回特定職員 A 宛てに電話がかかり回答を得たことになる。同課に記録がない。職員に記憶もないということはありません。

特定職員 A が①札幌法務局民事行政部総務課に照会せずに回答を創作した、又は②同課課長係長担当者以外の事情を知らない職員に不適法に個人情報を提供したことになる。

特定職員 A、特定職員 H ともに①を否定しているので、②になる。

特定職員 A は、相談対応票記載では札幌法務局民事行政部総務課氏名不詳・性別不明職員に電話照会、電話回答を得た。同課課長係長担当者以外の職員に〇〇（審査請求人の姓を指す。以下同じ。）の個人情報を伝えその職員から「通報者からの照会があれば、一般業務サービスとして調べて伝えることができる。（相談対応票）」と回答を得たことになるので、それは不適法に個人情報を提供したことになる。

また、相談対応票に特定年月日 A 「行政相談委員に調査結果を回答したところ相談者が帰ったので、管区局から相談者に直接回答してほしいとのことであった」とあるが、

特定職員 H からのメールでは、「〇〇様からの「特定行政相談委員に札幌法務局が対応を変更したことを伝えてほしい」旨の以下のメールについては、本日（特定年月日 B）北海道管区行政評価局に連絡しましたのでお伝えします。（同局は、同委員にその旨をお伝えするとのことです）。」とある。別紙 4。

特定行政相談委員に確認したところ、特定月日 B に特定職員 A からの回答はない。特定月日 C に特定職員 A から上記連絡があった。相談対応票がうそで、特定職員 H のメールが正しいとのことであった。

特定職員 A の虚言癖は、特定職員 H のメールから明らかになった。